



日本弁理士会 副会長  
鈴木 一永

## 雑感

### 今月のことば

### *monthly word*

1. 我々弁理士の業務の一つに「他人の求めに応じ商標登録出願に関する特許庁における手続」が挙げられている（弁理士法第5条）。ここで言う商標とは、文字・図形等であって、業として商品の生産等する者がその商品に又は、役務を提供等する者がその役務について使用するものと定義されている（商標法第2条1項）。しかし、商標法上の保護対象は商標を使用することにより商標に化体した業務上の信用であり、使用しても業務上の信用が化体し得ない形式的な標章は定義から排除すべきと言う意見も多く語られてきている。こういった事情を背景に産業構造審議会商標制度小委員会でも「商標の定義の見直し」を行うべくその準備が進められている。我が国の商標法の枠組みにかかわる重要事項の検討であり、今後の論議の動向には注意をしていく必要がある事項である。尚、商標実務の標準手続については、業務支援データベースが構築されているので改めて多くの会員の利用を期待する次第である。
2. 本年11月に包装用容器（ヤクルトの容器）のみからなる立体商標登録出願についてなされた拒絶審決を取り消す旨の判決が、知的財産高等裁判所で出された。立体商標については、平成20年に瓶の形状（コカコーラの瓶）のみからなる商標の拒絶審決を取り消した判決があり、今回の判決はその判決の流れに沿うものと認められる。特許庁段階で立体的形状のみからなる商品の包装の登録が認められるようになるために
3. 日本弁理士会では本年新意匠制度50周年を迎え意匠の重要性を広く認識してもらうために、「意匠の底力キャンペーン」と銘打ってキャンペーンマークとキャッチフレーズの募集をおこない11月下旬には大賞がホームページなどを通じて発表された。今後、日本弁理士会の各種行事等で、選定されたキャンペーンマークとキャッチフレーズを用いてキャンペーンを行行事が予定されている。かかる活動を通じて、少しでも多くの会員更にはそのクライアントを含む知財関係者に意匠の重要性を理解し手頂くのみならず、上手に利用することで適切な権利を取得するよう期待する次第である。
4. 11月2日にオランダの裁判所で「サンリオのキャッシー」はデックブルーナ氏の「ミッフィー」の著作権を侵害しているとの仮処分相当の判決がなされたとの報道があった。全く異なる業種のビジネスで来日していたオランダ人からこの判決の話を持ちかけられて、今回の判断はオランダでの判断なのだから、日本では当然逆の判断がなされるのか？と質問された。私としては、キャッシーの著作についてミッフィーの著作への依拠性に疑問があったので、あまり考えずに日本で国内では「ミッフィー」

と「キャッシー」異なるキャラクターであると判断されるのではないだろうか?と答えた。しかし、後にネット等で検索してみると、似ているかどうかですらいろいろな意見があり、頭では感じていたものの、実際に人によって感じ方が異なる事情を思い知らされた。専門家として慎重な対応の必要性を痛感した次第です。

5. 毎年12月になると年の締めくくりとして今

年一年を振り返った企画が新聞紙面・テレビそして最近ではネット上をにぎわしている。〇〇流行語大賞、本年のヒット商品（「食べるラー油」だったそう。）もその一種であり、12月にはいると一斉に大賞が発表される。今年は何んな言葉がはやったのかを考えているうちにクリスマスが来て12月も終わり新年へと時は流れていく。あ～又一つ年をとってしまったと考えているのは私だけだろうか…。